

岩手県告示第 255 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 3 月 24 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 盛岡和賀線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 花巻市柵ノ目第 3 地割 23 番 11 地先から鍋倉字吹張 30 番地先まで
 - イ 花巻市鍋倉字荒屋敷 123 番 2 地先から字館 124 番 2 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 3 月 24 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 3 月 24 日から同年 4 月 24 日まで
- 2 (1) 路線名 野田山形線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 九戸郡野田村大字野田第 1 地割字小峠 126 番 13 地先から 126 番 1 地先まで
 - イ 久慈市山根町木売内第 4 地割 37 番 1 地先から 37 番 6 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 3 月 24 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 久慈地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 3 月 24 日から同年 4 月 24 日まで